

子ども医療費助成事業市町村別実施状況（令和8年4月診療分～）

資格証区分	《未就学児》 乳				《小中学生》 学						《高校生》 高						
対象者	出生の日から満6歳に達する日以降における最初の3月31日までの間にあるもの				満6歳に達する日以降における最初の4月1日から満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にあるもの						満15歳に達する日以降における最初の4月1日から満18歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にあるもの						
	公費負担者番号	一部自己負担		食事療養費助成		公費負担者番号	一部負担金			食事療養費助成		公費負担者番号	一部負担金			食事療養費助成	
		入院・通院		助成あり	助成なし		入院	通院		助成あり	助成なし		入院	通院		助成あり	助成なし
		負担なし						負担なし	負担あり					負担なし	負担なし		
大分市	83.44.901.7	○		○	83.44.801.9	○	○			○	83.44.701.1	○	○			○	
					83.44.851.4	○		○	○								
別府市	83.44.902.5	○		○	83.44.802.7	○		○		○	83.44.702.9	○	○			○	
					83.44.852.2	○	○		○								
中津市	83.44.903.3	○		○	83.44.803.5	○	○			○	83.44.703.7	○	○			○	
日田市	83.44.904.1	○		○	83.44.804.3	○		※○		○	83.44.704.5	○		○		○	
佐伯市	83.44.905.8	○		○	83.44.805.0	○		○		○	83.44.705.2	○		○		○	
臼杵市	83.44.906.6	○		○	83.44.806.8	○		○		○	83.44.706.0	○		○		○	
津久見市	83.44.907.4	○	○		83.44.807.6	○		○	○		83.44.707.8	○		○	○		
竹田市	83.44.908.2	○	○		83.44.808.4	○		○	○		83.44.708.6	○		○	○		
豊後高田市	83.44.909.0	○	○		83.44.809.2	○		○	○		83.44.709.4	○		○	○		
杵築市	83.44.910.8	○		○	83.44.810.0	○		○		○	83.44.710.2	○		○		○	
宇佐市	83.44.911.6	○		○	83.44.811.8	○	○			○	83.44.711.0	○	○			○	
豊後大野市	83.44.936.3	○		○	83.44.836.5	○		○		○	83.44.736.7	○		○		○	
由布市	83.44.925.6	○		○	83.44.825.8	○		○		○	83.44.725.0	○		○		○	
国東市	83.44.917.3	○	○		83.44.817.5	○		○	○		83.44.717.7	○		○	○		
姫島村	83.44.916.5	○		○	83.44.816.7	○		○		○	83.44.716.9	○		○		○	
日出町	83.44.920.7	○		○	83.44.820.9	○		○		○	83.44.720.1	○		○		○	
九重町	83.44.946.2	○		○	83.44.846.4	○		○		○	83.44.746.6	○		○		○	
玖珠町	83.44.947.0	○		○	83.44.847.2	○		○		○	83.44.747.4	○		○		○	

※ 日田市の小中学生通院については、日田市内の医療機関等（令和6年3月診療分まで）

【変更箇所】

H29.04.01～	由布市（小中学生公費番号83441253廃止 → 83448258 通院が助成対象へ）
H29.06.01～	日出町・玖珠町（小中学生通院が助成対象へ）
H29.07.01～	津久見市（小中学生通院が助成対象へ）
H29.09.01～	杵築市（小中学生通院が助成対象へ）
H29.10.01～	大分市（小中学生公費番号83441014廃止 → 83448019 入院一部負担金なしへ）
H30.04.01～	竹田市・豊後高田市・豊後大野市（小中学生が助成対象へ） 豊後高田市・由布市（高校生が助成対象へ）
H30.06.01～	国東市（未就学児公費番号 83449173 食事療養費が助成対象へ） （小中学生公費番号 83448175 通院及び食事療養費が助成対象へ） （高校生公費番号 83447177 入院及び食事療養費が助成対象へ）
R01.07.01～	中津市・宇佐市（小中学生通院が助成対象へ） 医療機関毎に1日500円/月4回まで（500円に満たない場合はその額） 調剤分0円
R01.10.01～	九重町（小中学生通院が助成対象へ）
R02.10.01～	大分市・別府市（市町村民税非課税世帯の小中学生通院が助成対象へ）
R03.10.01～	宇佐市（83.44.711.0 高校生が助成対象へ） 医療機関毎に1日500円/月4回まで（500円に満たない場合はその額） 調剤分0円
R04.07.01～	臼杵市（小中学生通院 500円/日 → 通院自己負担分無償化へ）
R04.10.01～	大分市（課税世帯の小中学生の通院助成拡大） 83448019（課税世帯）医療機関毎に1日500円/月4回まで（500円に満たない場合はその額） 調剤分0円 別府市（課税世帯の小中学生の通院助成拡大） 公費番号新設 83448522（課税世帯）医療機関毎に1日500円/月4回まで（500円に満たない場合はその額） 調剤分0円 玖珠町（83.44.747.4 高校生が助成対象へ） 自己負担なし
R05.04.01～	佐伯市・杵築市・姫島村（高校生等が助成対象へ。佐伯市は就業者も対象） 自己負担なし
R05.06.01～	日出町（83.44.720.1 高校生が助成対象へ（就業者は除く））医療機関毎に1日500円/月4回まで（500円に満たない場合はその額） 入院・調剤分0円
R05.10.01～	国東市（83.44.717.7 高校生が助成対象へ、就業者も対象） 自己負担なし
R06.01.01～	津久見市（83.44.707.8 高校生が助成対象へ、就業者も対象） 自己負担なし
R06.04.01～	大分市・別府市・中津市・臼杵市・竹田市・豊後大野市・九重町（高校生等が助成対象へ、公費負担者番号については上記表のとおり） 大分市・別府市・中津市（医療機関毎に1日500円/月4回まで（500円に満たない場合はその額） 調剤分は0円、大分市・別府市は就業者も対象） 臼杵市・豊後大野市・九重町 自己負担なし（臼杵市は就業者も対象）、竹田市 自己負担なし（食事療養費も助成対象） 日田市・小中学生通院の助成対象が日田市内から大分県内医療機関へ拡大 由布市・玖珠町の高校生については就業者も対象
R06.07.01～	豊後高田市（未就学児・小中学生・高校生等）の食事療養費が助成対象へ
R07.10.01～	日田市（高校生等が助成対象へ、就業者も対象） 自己負担なし
R08.04.01～	日出町（小中学生・高校生等）自己負担なし